

茨木市立小中学校における医療的ケア等に関する指導医の委託事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立小中学校に就学する医療的ケア等障害のある児童生徒が在籍する学校において安心安全に教育を実施するために、専門的知見のある小児科医を指導医として委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2 指導医の委託は、教育長が行うものとする。

2 教育長は、委託した医師に委託状（別添様式）を交付するものとする。

(条件)

第3 指導医は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 医療的ケア等障害について専門的知見のある医師
- (2) 小児科医師
- (3) 研修の講師、巡回相談の実施が可能な医師

(業務)

第4 指導医は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 教育委員会が求めた医療的ケア等障害のある児童生徒の相談に対する情報提供・助言・指導・意見等
- (2) 医療的ケア等障害のある児童生徒の巡回及び関係職員からの相談等に関する助言・指導・情報提供等
- (3) 医療的ケア等障害に関する研修講師
- (4) 医療的ケア等障害のある児童生徒の宿泊を含む行事の参加について助言・指導・情報提供等
- (5) 医療的ケア等障害のある児童生徒に関する会議への参加
- (6) その他、医療的ケア等障害のある児童生徒の状態や状況により、教育長が指導医の助言・指導等が必要と認めるもの

(期間)

第5 指導医の委託期間は教育長が委託した日から当該年度の3月31日までの期間とする。

(委託の解除)

第6 教育長は、指導医が次のいずれかに該当するときは、その委託を解除することができる。

- (1) 指導医として不適切な行為を行ったと認められるとき。

- (2) 指導医から辞退の申し出があったとき。
- (3) 指導医がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、教育長が必要と認めるとき。

(責務)

第7 指導医は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 活動に当たっては、関係法令を順守すること。
- (2) 活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。委託が解かれた後も同様とする。
- (3) 個人情報及び団体情報については、漏洩・改ざん・棄損及び滅失の防止その他適切な管理に努めること。また、情報セキュリティ対策が確保されているかを定期的に確認すること。

(謝礼)

第8 指導医に関わる謝礼は、茨木市講師謝礼等取扱基準に基づくものとする。

(その他)

第9 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。